

# 第102回定時株主総会資料 (交付書面省略事項)

- 事業報告
  - 「会計監査人に関する事項」
  - 「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
  - 「会社の支配に関する基本方針」
- 連結計算書類
  - 「連結株主資本等変動計算書」
  - 「連結注記表」
- 計算書類
  - 「株主資本等変動計算書」
  - 「個別注記表」
- 監査報告
  - 「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告」
  - 「会計監査人の監査報告」
  - 「監査等委員会の監査報告」

第102期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

## 六甲バター株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについての必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### (3) 解任、不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当した場合、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当該会計監査人の解任又は不再任について検討し、解任又は不再任が妥当と認められた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

### (4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

#### ①処分対象

太陽有限責任監査法人

#### ②処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

#### ③処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

## 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容およびその運用の状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

#### (a)決議の内容の概要

取締役および使用人が法令・定款・社内規程を遵守し、企業倫理を尊重した行動ができるよう「企業行動基準」を定める。法令等の遵守については、その徹底を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの確立に向けて基本方針の策定、社内体制およびルールの整備等についての審議を行うとともに、法令等の違反の未然防止や発生時の適切な対応等コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙活動を推進するものとする。

また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては断固として対決し、その排除に努めるとともに取引関係等一切の関係を持たないものとする。

#### (b)体制の運用状況の概要

取締役および使用人が法令・定款・社内規程を遵守し、企業倫理を尊重した行動ができるよう「六甲バター行動基準」を定めています。法令等の遵守については、その徹底を図るため、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、年1回「コンプライアンス拡大委員会」を開催し、法令等の違反の未然防止や発生時の適切な対応等コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙活動を推進しております。

### (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

#### (a)決議の内容の概要

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」を定め、これに基づき、適切かつ確実に検索および閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

#### (b)体制の運用状況の概要

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、当社のグループウェアに「役員規程集」を保存し、取締役および監査等委員はいつでも閲覧できる状態にしております。

### (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

#### (a)決議の内容の概要

「リスク管理規程」を定め、「リスク管理委員会」を設置し、事業上のリスク管理に関する方針の決定ならびにリスク管理体制の整備、構築を行う。また、重大な危機が生じた場合には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、迅速な初動態勢をとるとともに機動的かつ適切な対策を策定、実行するものとする。

#### (b)体制の運用状況の概要

当社は、緊急事態対応マニュアルを策定し、重大な危機が生じた場合には社長を本部長とする危機対策本部を立ち上げ、迅速かつ適切に対応できるようにしております。

#### (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### (a)決議の内容の概要

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で決定をするものとする。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執手手続きの詳細について定めるものとする。また、年次経営計画を策定し、全社目標ならびに部門目標を策定するとともにその進捗管理を行うものとする。

##### (b)体制の運用状況の概要

当社は、毎月定例の取締役会を開催するとともに、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論し、取締役の職務の執行が効率的に行われるようにしております。また、常勤の取締役で月2回定例の役員会を開催し、より詳細な情報共有を行っております。業務の執行においては、各規程にてその責任、手続き等が詳細に定められております。目標の進捗等は取締役会にて定期的に報告し管理しております。

#### (5)監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

##### (a)決議の内容の概要

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会スタッフを置くこととし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。また、その使用人への指揮命令は監査等委員会が行う。なお、その使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る職務を優先して従事するものとする。

##### (b)体制の運用状況の概要

当社は、現在監査等委員会のための補助すべき使用人は設置しておりませんが、監査等委員会は内部監査室に所属する使用人に必要とする事項を命令することができます。当社は、監査等委員会からその職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合、監査等委員会スタッフを置くこととし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとします。また、その使用人への指揮命令は監査等委員会が行います。

(6)取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a)決議の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、法令ならびに「監査等委員会規則」および「監査等委員会監査基準」等にもとづき、監査等委員会に報告するものとする。また、前記にかかわらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとする。なお、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(b)体制の運用状況の概要

当社の監査等委員会は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、取締役および使用人から速やかに報告を受けております。当社の監査等委員は、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制となっております。当社は、当社の役職員が当該報告をしたことを理由として、当該役職員に対し不利な取扱いを行うことを禁止しております。

(7)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

(a)決議の内容の概要

監査等委員がその職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社は、監査等委員がその職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求に応じ、これを処理しております。

(8)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)決議の内容の概要

監査等委員は、重要な意思決定のプロセスおよび業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、承認申請書等業務執行に係る重要な文書を読覧し、取締役および使用人に説明を求めることができるものとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および

効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社の監査等委員は、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、承認申請書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めています。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務が遂行できる体制となっております。

(9)財務報告の信頼性を確保するための体制

(a)決議の内容の概要

当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価および有効性向上のための取り組みを行うものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的計画および方針を策定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の有効性の評価を実施しております。

## 会社の支配に関する基本方針

### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

#### ② 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は社是「和」の意志のもと、「健康で、明るく、楽しい食文化の提供によって社会に貢献する」を経営理念として定めており、この経営理念実現のため、世界中の人たちにおいしい食文化を届けること、地域や社会に密着して大切な地球環境を次の世代に伝えることを事業活動の中心としております。

当社は、これまでも「開発先導型活力企業」を掲げて、世界初のスティックチーズの開発・発売や、日本初の個包装スライスチーズの開発・発売など、新しい食文化を提供し続けてきており、「Q・B・B」ブランドを確立しました。当社は、今後もさらに新しい価値の創造に挑戦し、顧客と社会に最高の品質と最高のおいしさを提供していくことにより、企業価値の向上に努めてまいります。

このような当社の企業価値は、常に最高の品質とおいしさをお届けできるよう、全役員・従業員が最高のチームワークで働くことにより、創造されてきたと考えております。そしてその価値の源泉は「人と企業風土と技術力」にあり、この源泉は当社の定めた「六甲バターフィロソフィ」や「六甲バターサステナビリティ宣言」により、全ての役員及び従業員が共通の価値観を持ち、一丸となって価値の創造を積み重ね、喜びを分かち合うことで生み出され、受け継いできたものであります。

この「人と企業風土と技術力」は、現在の当社の顧客や社会と安定的かつ強固な信頼関係を築いてきた源泉でもあり、これらを投入して行う事業活動は、これからもステークホルダーや地球環境の共通の利益に資すると考えております。当社は、“「おいしい」で未来を健康に”というサステナビリティ宣言を実現するために、「生活者・地球環境・従業員・地域社会」という4つのステークホルダーに対するアクションプランを定めており、これらの宣言・アクションプランに沿った行動をすることで、経営理念の実現を目指してまいります。

この当社の全役員・従業員が持つ共通の価値観は、企業価値の源泉を支える企業文化として今後も継承し続けていくべきと考えており、当社の事業活動を通じて生み出される新しい食文化の提供により、今後も当社の企業価値のさらなる向上と持続的成長を実現してまいります。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営の最重要課題の一つと認識し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2024年2月21日開催の取締役会及び2024年3月28日開催の第100回定時株主総会の各決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。本プランによる、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組みの具体的内容の概要は、次のとおりであります。

#### （イ）本プランの目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するため、また、株主の皆様にかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

## (ロ) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。

買取者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社株主総会又は取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買取を実行してはならないものとされています。

買取者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取り得る合理的な施策を実施します。

本プランに従った新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買取者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断につきましては、取締役の恣意的判断を排するため、独立性を有する当社社外取締役、弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとするとともに、本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することとしております。

こうした手続の過程につきましては、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、2024年3月28日開催の第100回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、その有効期間の満了前であっても当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

## ④ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の基本方針の実現に資する特別な取組みにおける各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするこ

と等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランにつきましては、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足していること、第100回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入されており、有効期間が約3年間と定められていること、本プランの発動の是非について基本的に株主の皆様の意思の確認をすることとしていること、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主の皆様の意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、独立性を有する当社社外取締役、弁護士・会計士等の社外有識者から構成される独立委員会が設置され、本プランの発動等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で専門家等を利用し助言を受けることができること等により、その判断の公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
2025年1月1日残高	2,843,203	2,522,897	26,394,271	△2,317,671	29,442,700
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△389,658		△389,658
親会社株主に帰属する当期純利益			1,485,731		1,485,731
自己株式の取得				△90	△90
連結範囲の変動					
持分法の適用範囲の変動			349,156		349,156
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	1,445,229	△90	1,445,138
2025年12月31日残高	2,843,203	2,522,897	27,839,500	△2,317,762	30,887,839

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							純 資 産 計
	そ の 有 価 評 価	他 証 券 損 益	繰 延 税 金 等 繰 上 計 入	ヘ ッ ジ 為 替 調 整	利 益 換 算 差 異	退 職 給 付 累 計 額	そ の 他 包 括 利 益 累 計 額	
2025年1月1日残高	1,385,174	35,570			-	-	1,420,744	30,863,445
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当								△389,658
親会社株主に帰属する当期純利益								1,485,731
自己株式の取得								△90
連結範囲の変動						62,684	62,684	62,684
持分法の適用範囲の変動					25,913	2,672	28,586	377,743
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	533,900	21,594			△4,423	374,814	925,886	925,886
当連結会計年度変動額合計	533,900	21,594			21,490	440,171	1,017,157	2,462,295
2025年12月31日残高	1,919,075	57,164			21,490	440,171	2,437,901	33,325,740

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

## 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 株式会社ミツヤグループ本社  
株式会社ミツヤ  
株式会社千成堂  
QBB ASIA COMPANY LIMITED

##### (2) 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 QBB VIETNAM COMPANY LIMITED
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
- ・主要な会社等の名称 PT EMINA CHEESE INDONESIA

##### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用していない会社等の名称 QBB VIETNAM COMPANY LIMITED  
乳山三矢食品有限公司
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

#### 3. 連結の範囲の変更に関する注記

##### 連結の範囲の変更

当連結会計年度から株式会社ミツヤグループ本社及び子会社2社を連結の範囲に含めております。これは、2025年11月10日付で株式を取得したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。また、当連結会計年度にQBB ASIA COMPANY LIMITEDを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

#### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度より、決算日が8月末日であった株式会社ミツヤグループ本社、株式会社ミツヤ及び株式会社千成堂の決算日を9月末日に変更しております。連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

また、QBB ASIA COMPANY LIMITEDについては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、連結子会社のうち、決算日が12月末日となっていない会社は次のとおりであります。

株式会社ミツヤグループ本社	9月末日
株式会社ミツヤ	9月末日
株式会社千成堂	9月末日
QBB ASIA COMPANY LIMITED	9月末日

#### 5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。なお、取得価額と債券金額の差額のうち金利の調整と認められる部分については、償却原価法（定額法）による取得価額の修正を行っております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

- ・商品、製品及び半製品

先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・原材料

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・仕掛品

先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2年～50年
機械装置及び運搬具	2年～13年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
商標権	10年
土地使用権	40年

在外連結子会社の土地使用権については、土地使用契約期間に基づいております。

③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、国内連結子会社の一部は内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度におい

- て発生すると見込まれる額を計上しております。
- ⑤ 建物解体費用引当金 旧稲美工場建物等の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準  
当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。
- ① チーズ チーズ事業においては、チーズの製造及び販売を行っております。この取引では、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、取引の対価について履行義務の充足から概ね1年以内に受領しております。また、収益は販売契約における対価から、リベート等の顧客に支払われる対価を控除して認識しております。
- ② ナッツ ナッツ事業においては、ナッツの製造及び販売を行っております。この取引では、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、取引の対価について履行義務の充足から概ね1年以内に受領しております。また、収益は販売契約における対価から、リベート等の顧客に支払われる対価を控除して認識しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約  
ヘッジ対象 外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針 為替変動リスクに晒されている実需取引のリスク回避するために、社内規定に基づきデリバティブ取引を利用しております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法 為替予約取引については実需への振当てを行っているため、その対応関係の判定をもって有効性の判定に代えております。
- (7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項  
退職給付に係る負債の計上基準 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理することとしております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

## (会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しています。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

(未払販売促進費の見積り)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
見積計上を行っている未払販売促進費 1,601,243千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社の製品は、卸売業者から小売店に納入され、卸売業者が小売店へ販売した後、当社は卸売業者に売上割戻の支払いを行っております。当連結会計年度末に見積計上される販売促進費は、翌連結会計年度に、顧客である卸売業者に対して支払う売上割戻であり、卸売業者ごと、製品ごとに見積もった割戻単価に、当社が当連結会計年度に販売した製品のうち、当連結会計年度末時点で卸売業者が保管する製品の数量を乗じて算定しております。

上記の卸売業者ごと、製品ごとに見積もった割戻単価は、卸売業者の小売店に対する販売施策や、卸売業者や小売店の販売計画を基礎として見積もられており、不確実性を伴います。

このため、未払販売促進費の見積りにおいて、当該販売施策等に著しい変動が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,114,397千円
土地	1,058,590千円
計	2,172,987千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	396,436千円
長期借入金	1,134,877千円
計	1,531,313千円

上記担保資産の根抵当権極度額は3,200,000千円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 28,172,237千円

3. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

PT EMINA CHEESE INDONESIAの借入債務(注1) 363,345千円

PT EMINA CHEESE INDONESIAの売買債務(注2) 22,214千円

(注1) 三菱商事株式会社による債務保証78,885百万インドネシアルピアのうち当社持分(49%)について再保証したものであります。

(注2) 三菱商事株式会社による債務保証4,823百万インドネシアルピアのうち当社持分(49%)について再保証したものであります。

4. コミットメントライン契約及び財務制限条項等

(1) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と2023年3月28日付でチームアウト型リボ

ルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

リボルビング・クレジット・ファシリティ契約の総額	7,000,000千円
借入実行残高	6,000,000千円
差引額	1,000,000千円

なお、上記の契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、以下の条項に抵触した場合は期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負っております。

- ① 各連結会計年度末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2022年12月に終了する決算期の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の70%の金額以上に維持すること。
  - ② 各連結会計年度の単体の損益計算書における経常損益に関して、経常損失が計上された決算期が2期連続していないこと。
  - ③ 各連結会計年度末日における単体の貸借対照表における現預金及び経常運転資金（売掛金＋割引・裏書譲渡手形を除く受取手形＋棚卸資産－買掛金－設備支払手形を除く支払手形）の合計金額が、当該決算期の終了後最初に到来する3月末日におけるファシリティ総貸付極度額以上であること。
- (2) 当社は、連結子会社であるQBB ASIA COMPANY LIMITED設立時の資本金払込及び将来予定している増資資金の調達を行うために株式会社三井住友銀行と2025年9月25日付でコミット型タームローン契約を締結しております。この契約に基づく借入実行残高は以下のとおりであります。

コミット型タームローンの総額	3,000,000千円
借入実行残高	1,200,000千円
差引額	1,800,000千円

#### 5. 当座貸越契約

一部の子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額	2,200,000千円
借入実行残高	250,000千円
差引額	1,950,000千円

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,452,125株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

・2025年3月27日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

①配当金の総額 389,658千円

②1株当たり配当額 20.00円

③基準日 2024年12月31日

④効力発生日 2025年3月28日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

・2026年3月26日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額 389,657千円

②1株当たり配当額 20.00円

③基準日 2025年12月31日

④効力発生日 2026年3月27日

(注) 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## (金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用につきましては安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金は、基本的に内部留保資金で賄っておりますが、一部は銀行借入による間接金融により調達しております。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用しており、実需に基づいた取引の範囲内で行い、投機目的の取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、社内規程に従い取引先毎の期日管理及び残高管理を行っております。

有価証券は、主に余資運用のため保有する預金と同様の性質を有する合同運用金銭信託の信託受益権であり、短期間で決済されるものであります。

投資有価証券である株式は、市場価格のあるものにつきましては、価格変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し管理しております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、支払期日が4ヶ月以内、未払費用は支払期日が1年以内であり、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、資金繰計画を作成し管理しております。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備資金及び子会社設立による資本払込に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及びクーポンスワップ取引、または金利固定化を目的とした金利スワップ取引であり、市場価格変動リスクを有しております。当該リスクに関しましては、その利用にあたっての取引相手先を信頼性の高い商社・金融機関等を契約相手とすることで信用リスクの軽減を図っております。なお、デリバティブ取引の実行及び管理については、社内のリスク管理規程に則り行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券(※2)	3,774,782	3,774,782	—
資 産 計	3,774,782	3,774,782	—
長期借入金(※3)	4,281,313	4,208,473	△72,839
負 債 計	4,281,313	4,208,473	△72,839
デリバティブ取引(※4)	2,920	2,920	—

(※1) 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債務」、「有価証券」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。

非上場株式 53,902千円

関係会社株式 483,513千円

関係会社出資金 33,620千円

(※3) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含まれております。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類されております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額としている金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
株式	3,303,808	—	—	3,303,808
債券	—	470,973	—	470,973
デリバティブ取引				
通貨	—	△10,613	—	△10,613
金利	—	13,533	—	13,533
計	3,303,808	473,893	—	3,777,702

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としている金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	4,208,473	－	4,208,473
計	－	4,208,473	－	4,208,473

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

株式は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金も含む）

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を一定の期間ごとに区分した債務ごとに、そのキャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの報告セグメント別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	チーズ	ナッツ	その他	
顧客との契約から生じる収益	42,102,221	641,330	549,796	43,293,346
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	42,102,221	641,330	549,796	43,293,346

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 5.会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社グループでは、顧客から代金を前受している重要な取引や、当初の予想契約期間が1年を超える重要

な取引が無いため、記載を省略しております。

## (1 株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,710円52銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 76円26銭    |

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

(企業結合に関する注記)

取得による企業結合

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ミツヤグループ本社  
事業の内容 豆菓子及びナッツ類の製造・販売

#### (2) 企業結合を行った主な理由

持分法適用会社から連結子会社化することで、これまで当社ナッツ製品の製造委託先であった同社との資本提携を強化し、完全子会社化することで両社のブランディング、商品開発力、販売チャネルの融合を図ります。

また、経営資源の共有や新たな市場開拓、海外輸出事業の拡大などのシナジーを生み出し、持続的な収益拡大と企業価値向上を図ることを目的としています。

#### (3) 企業結合日 2025年11月10日 (みなし取得日 2025年9月30日)

#### (4) 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得

#### (5) 結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はありません。

#### (6) 取得した議決権比率

取得前に所有していた議決権比率	49%
企業結合日に追加取得した議決権比率	51%
取得後の議決権比率	100%

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

### 2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。

なお、被取得企業の2024年8月1日から2025年9月30日の業績については「持分法による投資損失」として計上しています。

### 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた株式の企業結合日における時価	1,816,891千円
追加取得に伴い支出した金額	1,891,053千円
取得原価	3,707,945千円

### 4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損	436,792千円
-----------	-----------

### 5. 発生した負ののれんの金額及び発生原因

#### (1) 発生した負ののれんの金額 946,248千円

#### (2) 発生原因

企業結合時の被取得企業の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しています。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,301,956千円
固定資産	4,459,554千円
資産合計	8,761,511千円
流動負債	1,798,828千円
固定負債	2,308,489千円
負債合計	4,107,317千円

7. 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、決算日時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っています。

8. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2025年1月1日残高	2,843,203	800,000	1,722,897	2,522,897	1,240,705	19,100,000	6,053,566	26,394,271	△2,317,671	29,442,700
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△389,658	△389,658		△389,658
当期純利益							1,044,362	1,044,362		1,044,362
自己株式の取得									△90	△90
固定資産圧縮積立金の取崩					△90,406		90,406	-		-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△90,406	-	745,110	654,703	△90	654,613
2025年12月31日残高	2,843,203	800,000	1,722,897	2,522,897	1,150,299	19,100,000	6,798,676	27,048,975	△2,317,762	30,097,314

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2025年1月1日残高	1,385,174	35,570	1,420,744	30,863,445
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△389,658
当期純利益				1,044,362
自己株式の取得				△90
固定資産圧縮積立金の取崩				-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	533,900	21,594	555,495	555,495
事業年度中の変動額合計	533,900	21,594	555,495	1,210,109
2025年12月31日残高	1,919,075	57,164	1,976,239	32,073,554

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 関連会社株式  
移動平均法に基づく原価法
  - (2) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。なお、取得価額と債券金額の差額のうち金利の調整と認められる部分については、償却原価法（定額法）による取得価額の修正を行っております。
  - 市場価格のない株式等  
移動平均法に基づく原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法  
時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 商品及び製品  
先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - (2) 原材料  
総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - (3) 仕掛品  
先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。  
なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～50年
機械装置	10年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。  
なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
商標権	10年
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
    - ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理することとしております。

- (3) 株主優待引当金 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。
- (4) 建物解体費用引当金 旧稲美工場建物等の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

#### 6. 重要な収益及び費用の計上基準

##### (1) 収益を認識する通常の時点

当社は、食料品の製造及び販売を行っております。この取引では、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、取引の対価について履行義務の充足から概ね1年以内に受領しております。

##### (2) 顧客に支払われる対価・変動対価

収益は販売契約における対価から、リポート等の顧客に支払われる対価を控除して認識しております。

#### 7. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

##### (2) ヘッジ方針とヘッジ手段、ヘッジ対象

ヘッジ方針……………当社の内規に基づき為替変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用して  
おります。当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建予定取引

##### (3) 有効性評価の方法

為替予約取引については実需への振当てを行っているため、その対応関係の判定をもって有効性の判定に代えております。

### (会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、これによる計算書類への影響はありません。

### (会計上の見積りに関する注記)

(未払販売促進費の見積り)

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

見積計上を行っている未払販売促進費 1,601,243千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 24,582,002千円
2. 保証債務  
保証債務の内容及び金額は次のとおりであります。

PT EMINA CHEESE INDONESIAの借入債務 (注1)	363,345千円
PT EMINA CHEESE INDONESIAの売買債務 (注2)	22,214千円

(注1) 三菱商事株式会社による債務保証78,885百万インドネシアルピアのうち当社持分(49%)について再保証したものであります。  
(注2) 三菱商事株式会社による債務保証4,823百万インドネシアルピアのうち当社持分(49%)について再保証したものであります。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	183,068千円
短期金銭債務	44,902千円
4. コミットメントライン契約及び財務制限条項等
  - (1) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と2023年3月28日付でタームアウト型リボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

リボルビング・クレジット・ファシリティ契約の総額	7,000,000千円
借入実行残高	6,000,000千円
差引額	1,000,000千円

なお、上記の契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、以下の条項に抵触した場合は期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負っております。
    - ① 各事業年度末における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2022年12月に終了する決算期の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の70%の金額以上に維持すること。
    - ② 各事業年度の単体の損益計算書における経常損益に関して、経常損失が計上された決算期が2期連続していないこと。
    - ③ 各事業年度末における単体の貸借対照表における現預金及び経常運転資金(売掛金+割引・裏書譲渡手形を除く受取手形+棚卸資産-買掛金-設備支払手形を除く支払手形)の合計金額が、当該決算期の終了後最初に到来する3月末日におけるファシリティ総貸付極度額以上であること。
  - (2) 当社は、連結子会社であるQBB ASIA COMPANY LIMITED設立時の資本金払込及び将来予定している増資資金の調達を行うために株式会社三井住友銀行と2025年9月25日付でコミット型タームローン契約を締結しております。この契約に基づく借入実行残高は以下のとおりであります。

コミット型タームローンの総額	3,000,000千円
借入実行残高	1,200,000千円
差引額	1,800,000千円
5. 未払費用には、未確定債務として見積り計上を行っている販売促進費1,601,243千円が含まれております。

## (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	512,292千円
仕入高	386,676千円
販売費及び一般管理費	17,839千円
営業取引以外の取引による取引高	135,647千円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 1,969,267株

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

未払費用概算計上額	604,310千円
退職給付引当金	459,110千円
有価証券評価損	348,427千円
建物解体費用引当金	84,614千円
工場移転費用	64,999千円
減価償却資産	30,303千円
未払金	576千円
その他	113,268千円
繰延税金資産小計	1,705,610千円
評価性引当額	△396,850千円
繰延税金資産合計	1,308,760千円

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△853,778千円
固定資産圧縮積立金	△527,525千円
前払年金費用	△335,664千円
繰延ヘッジ損益	△25,205千円
その他	△563千円
繰延税金負債合計	△1,742,737千円
繰延税金資産の純額	△433,977千円

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更して計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債は33,525千円増加し、法人税等調整額が9,131千円減少しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	今津(株)	大阪府守口市	35,000	食品卸業	(被所有)直接1.83%	同社役員兼任1名	製品の販売	製品の販売	497,721	売掛金	-
								-	-	未払費用	47,025

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 当社社外取締役(監査等委員)今津龍三氏及びその近親者が議決権の84.00%を所有しております。
- (2) 製品の販売については市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、随時価格交渉の上、一般的取引条件を勘案して決定しております。

### 2. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主の子会社	デイリー・プロダクツ・ソリューション(株)	東京都港区	490,000	チーズ及びその他乳製品の製造販売業	-	-	原料及び商品の仕入	原料及び商品の仕入	8,514,852	買掛金	1,638,890
法人主要株主の子会社	エムシーセールスサポート(株)	東京都千代田区	30,000	総合食品卸	-	-	売掛金の回収代行	-	-	売掛金	16,429,722

取引条件ないし取引条件の決定方針等

原料及び商品の仕入については、市場の実勢価格に沿って価格交渉の上、一般的取引条件を勘案して決定しております。

## (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,646円24銭
- 1株当たり当期純利益 53円60銭

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

六甲バター株式会社

取締役会 御中

#### 太陽有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 児玉秀康

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉永竜也

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、六甲バター株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、六甲バター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

六甲バター株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 児玉 秀 康  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 永 竜 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、六甲バター株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月27日

六甲バター株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 岡 英 一 ㊟  
監査等委員 今 津 龍 三 ㊟  
監査等委員 早 川 芳 夫 ㊟

(注) 監査等委員今津龍三及び早川芳夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。